

島根県物産観光館出品要領

1 趣旨

この要領は、島根県物産観光館への県産品の新規出品に関し必要な事項を定めるものとする。

2 制度の目的

島根県物産観光館において、県産品を出品することにより、その過程で得られる消費者ニーズの把握、販売情報の取得等出品者のマーケティング活動に対する支援を行うことを目的とする。

3 対象商品

出品の対象となる商品は、次に掲げる物とする。

- (1) 次に掲げる食品及び工芸品であって、食品にあつては、食品衛生法（昭和22年12月24日法律第233号）、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年5月11日法律第175号）その他食品表示の規制に関する各法令の内容に適合しているもの
 - ア 県内で生産又は採取された産品
 - イ 県内で生産又は採取された産品を主な原料とし、県内で加工された製品
 - ウ 県内で生産又は採取された産品を主な原料とし、県外で委託加工された製品
 - エ 県外で生産又は採取された産品を主な原料とし、県内で加工された製品
- (2) (1)に掲げるもの以外の商品で、島根県しまねブランド推進課長（以下「課長」という。）と一般社団法人島根県物産協会会長（以下「会長」という。）が協議して認めるもの

4 応募資格

応募資格は、次に掲げるものとする。

- (1) 県内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他団体
- (2) その他3に掲げる商品を出品しようとするもので課長が認めるもの

5 応募方法

(1) 申請先

島根県物産観光館に出品を希望する県内事業者等は、出品申請書（別記様式）に現物等を添えて、会長に申請するものとする。

(2) 募集時期

随時受け付けるものとする。

6 出品商品の決定

会長は、出品申請書等の内容を審査し、対象商品及び応募資格に適合すると認めるときは、当該商品の出品を決定するものとする。ただし、会長は、施設、設備の制約等により出品を留保することができる。

7 出品商品の取扱い

会長は、出品商品を決定したときは、次に掲げる方法により当該商品の展示及び販売を行う。

(1) 商品の展示・紹介

ア 展示の方法等

(ア) 商品陳列棚を活用し、POP等によりセールスポイントを強調し紹介する方法

(イ) 物産観光館内イベントコーナー（食品・工芸）を活用し、出品者が自ら商品を紹介する方法

(ウ) (ア)及び(イ)を組み合わせで行う方法

イ 展示期間

テスト販売に係る陳列期間は、(1)のアの(ア)に掲げる商品で、食品にあつては原則3か月程度とし、食品以外にあつては原則6か月程度とし、(1)のアの(イ)に掲げる商品については、2日間から2週間までとする。

(2) 商品の販売

会長は、商品の販売に当たっては、販売に係る事項及び販売手数料に関し出品者と協議の上で行うものとする。

8 販売実績等の報告

会長は、商品取扱期間中の従業員、消費者等の評価及び販売データを出品者に報告するものとする。

9 その他

この要領に定めるもののほか、島根県物産観光館への新規出品及び7の(1)のアの(イ)に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。